



埼玉県報

第 2 6 0 4 号
平成 2 6 年 6 月 2 0 日
金 曜 日

目 次

告示

- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(南部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(西部地域振興センター\)](#)
- [埼玉県ホームページリニューアル及び運用業務に関する落札者等の公示\(広聴広報課\)](#)
- [土壌汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除\(水環境課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [北河原土地改良区の役員就退任届\(加須農林振興センター\)](#)
- [県道上尾蓮田線の区域の変更\(杉戸県土整備事務所\)](#)
- [埼玉県議会議員補欠選挙\(西第15区\)の選挙期日等\(選挙管理委員会\)](#)
- [埼玉県議会議員補欠選挙\(西第15区\)における選挙長及びその職務代理者の住所及び氏名\(選挙管理委員会\)](#)
- [埼玉県議会議員補欠選挙\(西第15区\)につき発行する選挙公報の掲載の順序を定めるくじの日時及び場所\(選挙管理委員会\)](#)
- [埼玉県議会議員補欠選挙\(西第15区\)における選挙運動に関する支出金額の制限額\(選挙管理委員会\)](#)

正誤

- [埼玉県告示第882号中訂正\(障害者福祉推進課\)](#)

告 示

埼玉県告示第九百二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十六年六月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十六年六月六日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人埼玉県オリエンタリング協会

三 代表者の氏名

山口 征矢

四 主たる事務所の所在地

埼玉県川口市元郷一丁目十三番六号

五 定款に記載された目的

この法人は、埼玉県を中心としたオリエンタリングの普及推進を図ることに
より、県民の健康体力の向上と生涯スポーツの振興並びに環境の保全に寄与する
ことを目的とする。

告 示

埼玉県告示第九百三三号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二週間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十六年六月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十六年六月十二日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人アクセスサポートさいたま

三 代表者の氏名

岩崎 昭男

四 主たる事務所の所在地

埼玉県所沢市中新井五丁目十四番十六号

五 定款に記載された目的

（変更前）この法人は、高齢者や障害者等が求める情報の収集や発信及び情報通信技術の利用・活用の支援に関する事業を行い、もって誰もが良質かつ価値ある情報生活を享受できる社会の実現に寄与することを目的とする。

（変更後）この法人は、高齢者等が求める情報の収集や発信に関する事業を行い、もって誰もが良質かつ価値ある情報生活を享受できる社会の実現に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第九百四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年六月二十日

埼玉県知事 上田清司

1 購入等件名及び数量

埼玉県ホームページリニューアル及び運用業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県県民生活部広聴広報課ウェブ管理担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3

丁目15番1号

3 落札者を決定した日

平成26年4月16日

4 落札者の氏名及び住所

ヤフー株式会社 東京都港区赤坂9丁目7番1号

5 落札金額

323,805,600円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成26年3月7日

告 示

埼玉県告示第九百五号

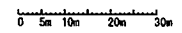
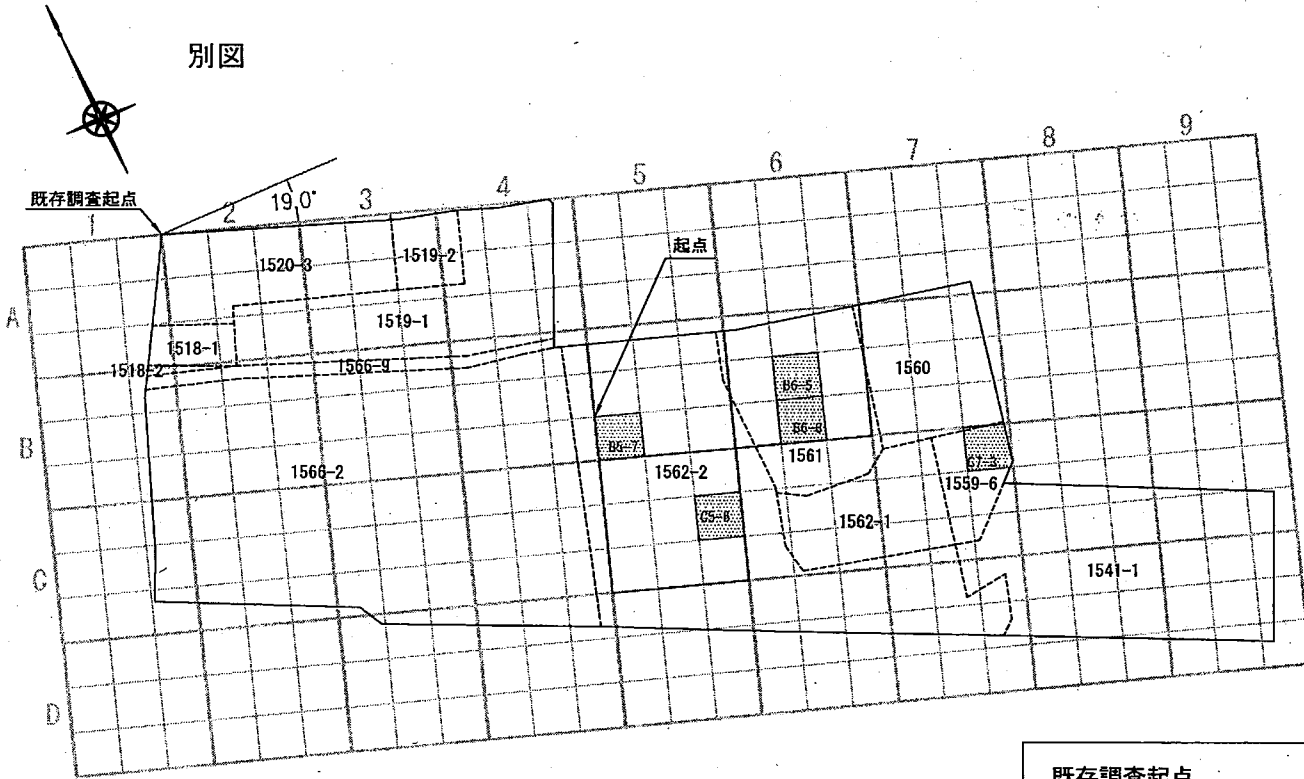
土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十五年埼玉県告示第千五百七十三号により指定した区域の指定を次のとおり全部解除する。

平成二十六年六月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司


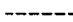
- 一 形質変更時要届出区域としての指定を解除する区域
別図のとおり（埼玉県深谷市普濟寺字前原千五百五十九番六の一部、千五百六十番の一部、千五百六十一番の一部、千五百六十二番二の一部）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置
基準不適合土壌の掘削による除去


別図



30m格子での各区画番号

1	2	3
4	5	6
7	8	9

 : 既存調査対象地
 : 地番境界

 : 形質変更時要届出区域を解除する区画

既存調査起点
 既存調査起点の場所：既存調査における対象地の最北端とする。
 既存調査起点の位置：深谷市普濟寺字前原1520番3の敷地境界の最北端である。

格子の回転角度：19.0度
 既存調査起点を通り東西方向及び南北方向に引いた線並びに、これらと並行して10m間隔で引いた線より構成される区画線を起点を支点に右方向に回転させた角度を示す。

起点
 起点の場所：調査命令に対する調査範囲の最北端とする。
 起点の位置：地番1562番2内にあり、既存調査起点に対し、東へ68.8m、南へ76.7mの位置である。

告 示

埼玉県告示第九百六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年六月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン吉川美南（A街区）

埼玉県吉川市美南三丁目十二番地

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称

（変更前）（仮称）イオンタウン吉川美南八十街区

（変更後）イオンタウン吉川美南（A街区）

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）イオンリテール株式会社 代表取締役 梅本和典

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一

（変更後）イオンリテール株式会社 代表取締役 梅本和典

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一

株式会社セリア 代表取締役 河合宏光

岐阜県大垣市外濑二丁目三十八番地

ハ 変更年月日

平成二十五年十一月三十日

ニ 届出年月日

平成二十六年五月十六日

二 縦覧期間

平成二十六年六月二十日から平成二十六年十月二十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺

の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十六年六月二十日から平成二十六年十月二十日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第九百七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年六月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）テックランド東所沢店

埼玉県所沢市下安松九百六十番一外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

（一） 駐車待ち車両による渋滞、放置駐車、放置自転車等の交通問題が発生しないように充分配慮してください。

（二） 駐車場出入口は通学路に面しております。駐車場の出入口については、視認性及び安全性を確認してください。

（三） オープン時及び休日等の混雑が予想される際には誘導員を配置してください。

（四） 建設において周辺自治会（下安松愛宕山自治会）との十分な協議をするよう努めてください。（防犯・防災への協力、地域活動への協力など）

（五） 地域の祭りや各種行事に加え、地域の社会貢献活動にも協力をお願いします。

（六） 店舗の設置にあたっては、環境法令を遵守するとともに、騒音や光害等により、周辺環境を悪化させないよう十分配慮して下さい。

（七） 「所沢市商業振興条例」の趣旨に則り、商店街、商工団体へ参画し、業者等の責務を果たすように努められるようお願いします。

二 縦覧期間

平成二十六年六月二十日から平成二十六年七月二十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

告 示

埼玉県告示第九百八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年六月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）テックランド東所沢店

埼玉県所沢市下安松九百六十番一外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定によるその他の意見の概要

（一）店舗の施設の配置に関する事項（二の一）

第一 要旨

東側の境界線の住宅二戸と新建築物（荷さばき施設を含む。）との間隔の幅は、「四メートル以上」とし、その生じた空地は、生活環境の保持のため緑地とする。

第二 理由

一 当間隔の幅は、「約二・六～三・五メートル」で著しく狭隘であるため、生活環境の保持を著しく阻害するので、特に配慮すべき事項である。

二 ちなみに、西側住宅十戸の東側住宅二戸と当西側新建築物との間隔の幅は、「約三・八～一メートル（緑地）」ある。このことは、東側及び西側の各住宅と当新建築物との間隔の幅において、著しい格差又は偏りがあり、生活環境の保持に対する配慮が欠けていることが明らかである。絶対に容認できない。

三 住宅との間隔の幅が著しく狭隘な場合の新建築物の高層圧力の悪影響は、長期に見て近接住民に対し多大な精神的苦痛を被らせ、社会生活の受忍の限度を超える可能性があることは明らかで、生活環境の保持を無視した一方的、楽観的な当間隔の計画は、絶対に容認できない。生活環境の破壊に繋がる。

第三 参考（近隣住民の生活環境が保持されている現況）

一 当建設地には、森田倉庫（高さ約十メートル）があったが、同倉庫と同住宅二戸との間隔の幅は、約四メートル（緑地）以上あり、生活環境は、保持されていた。

二 平成二十五年十二月、西側住宅十戸の西側に新設したプレゴ（パチンコ、

銭湯等店舗）の自動車倉庫（高さ約一五メートル）」と同西側住宅四戸との間隔の幅は、約五メートル（緑地）以上あり、生活環境は保持されていると思われる。

（二）店舗の施設の配置に関する事項（二の二）

第一 要旨

南東側の境界線の住宅一戸と新建築物（自動車倉庫施設等）との間隔の幅は、「三・五メートル以上」とし、その生じた空地は、生活環境の保持のため緑地とする。

第二 理由

一 当間隔の幅は、「約一・二～一・九メートル」で著しく狭隘であるため、生活環境の保持を著しく阻害するので、特に配慮すべき事項である。

二 ちなみに、当建設地には、森田倉庫（高さ約十メートル）があったが、同倉庫と住宅一戸との間隔の幅は、約三・五メートル（緑地）あり、生活環境は保持されていた。また、平成十五年頃、西側住宅十戸の北側に建設したプレゴ（パチンコ、銭湯等店舗）の自動車倉庫（高さ約十五メートル）と同西側住宅の北側住宅二戸との間隔の幅は、約五メートル（緑地）以上ある。

三 住宅との間隔の幅が著しく狭隘な場合の新建築物の高層圧力の悪影響は、長期に見て、近接住民に対し多大な精神的苦痛を被らせ、社会生活の受忍の限度を超える可能性があることは明らかで、生活環境の保持を無視した一方的、楽観的な当間隔の計画は、絶対に容認できない。生活環境の破壊に繋がる。

第三 参考（近隣住民の生活環境が保持されている現況）

当新建築関係の生活環境の保持に対する悪影響のものを除き、生活環境は保持されていると思われる。

二 縦覧期間

平成二十六年六月二十日から平成二十六年七月二十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

告 示

埼玉県告示第九百九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年六月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ユニデイ草加新栄町店

埼玉県草加市大字新栄町字川戸沼添五百十九、四百九十九、五百十八、五百

二、五百三、五百四

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名

（変更前）株式会社ユニリビング 代表取締役 赤坂祐一郎

（変更後）株式会社ユニリビング 代表取締役 橋本学

ハ 変更年月日

平成二十六年四月一日

ニ 届出年月日

平成二十六年五月二十八日

二 縦覧期間

平成二十六年六月二十日から平成二十六年十月二十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十六年六月二十日から平成二十六年十月二十日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第九百十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年六月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

上尾ショッピングセンター

埼玉県上尾市大字小敷谷字大久保八百七十五 五

ロ 変更の概要

大規模小売店を設置する者の代表者の氏名

（変更前）株式会社東急ストア 取締役社長 川島宏

（変更後）株式会社東急ストア 取締役社長 須田清

大規模小売店舗の名称

（変更前）上尾東急ストア

（変更後）上尾ショッピングセンター

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社東急ストア 代表取締役 川島宏

東京都目黒区上目黒一丁目二十一番十二号 外計十者

（変更後）株式会社エコス 代表取締役社長 平邦雄

東京都昭島市中神町千百九十番地一号 外計九者

ハ 変更年月日

平成二十六年五月十五日外

ニ 届出年月日

平成二十六年五月二十六日

二 縦覧期間

平成二十六年六月二十日から平成二十六年十月二十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県中央地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十六年六月二十日から平成二十六年十月二十日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第九百一十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、北河原土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十六年六月二十日

埼玉県知事 上田清司

一 就任

職名	氏名	住所
理事	吉田 孫兵衛	埼玉県行田市大字北河原二百十二番地
同	山崎 功一	同 同 九十四番地
同	森田 友嘉	同 同 六百三十四番地
同	長谷川 勲	同 同 四百九十六番地三
同	内村 賢次	同 同 六百六番地
同	小林 市郎	同 同 六百五十七番地
同	松田 岳雄	同 同 六百六十三番地
同	將田 弘一	同 同 七百六十一番地一
同	森 由廣	同 同 七百八十七番地
同	瀬尾 孝雄	同 同 八百四十九番地
同	小林 三夫郎	同 同 千百四番地
同	小林 幸雄	同 同 千九十八番地一
同	石内 吉也	同 同 千二百六十五番地
同	小林 茂	同 同 千二百七十六番地
同	齋藤 慎一	同 同 千五百八十三番地一
同	野口 金五郎	同 同 酒巻千九百六十二番地
同	荻原 良平	同 同 南河原千五百七十八番地一
同	関口 勝巳	同 同 千六百十三番地
同	磯川 邦夫	同 同 千三十九番地
同	白根 詢	同 同 千三十番地一
同	奈良原 由行	同 同 千九百五十三番地三
同	間宮 隆	同 同 二千四百八十六番地
同	江森 義郎	同 同 二千五百十一番地口号
同	平井 保雄	同 同 二千百九十三番地口号
同	江森 岩雄	同 同 二千八十九番地

同	同	監事	同	同	同	理事
今	高	森	吉	中	坂	村
村	澤	田	野	丸	本	田
康		哲	修	傳	雅	清
司	孟	也	輝	治	一	治
同	同	同	同	同	同	埼玉
同	同	行田市	熊谷市	同	同	行田市
同	同	大字北河原	上中条	同	同	大字南河原
同	同	千七百二十七番地	千四百三十七番地	同	同	二千六百三十七番地
同	同	千二百六十三番地		同	同	二千六百九十七番地
同	同	千九百五十二番地		同	同	二千七百十八番地

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十六年六月二十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年六月二十日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 川 村 一 峰

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 上尾蓮田線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
蓮田市関山三丁目三四七二番地先		区 間
一九・一〇	一四・〇〇 九・五〇 一三・二〇	敷地の幅員 (メートル)
一三・八〇		延長 (メートル)
歩道整備工事		備 考

告 示

埼玉県選管告示第四十一号

埼玉県議会議員補欠選挙（西第十五区）を次により行う。

平成二十六年六月二十日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝 瀬 副 次

一 選挙期日 平成二十六年六月二十九日

二 選挙すべき議員数 一人

告 示

埼玉県選管告示第四十二号

平成二十六年六月二十九日執行の埼玉県議会議員補欠選挙（西第十五区）における選挙長及び選挙長に事故があり、又は欠けた場合その職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

平成二十六年六月二十日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝瀬 副 次

選挙長

埼玉県比企郡小川町大字伊勢根百五番地

正 木 佳 一

選挙長の職務を代理すべき者

埼玉県比企郡小川町大字下古寺四十七番地

野 本 竝

告 示

埼玉県選管告示第四十三号

平成二十六年六月二十九日執行の埼玉県議会議員補欠選挙（西第十五区）につき
発行する選挙公報の掲載の順序を定めるくじの日時及び場所は、次のとおりである。

平成二十六年六月二十日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝 瀬 副 次

一 日時 平成二十六年六月二十日 午後六時

二 場所 埼玉県選挙管理委員会室

告 示

埼玉県選管告示第四十四号

平成二十六年六月二十九日執行の埼玉県議会議員補欠選挙（西第十五区）における選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

平成二十六年六月二十日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝瀬 副次

一〇、五六九、三〇〇円

正 誤

埼玉県告示第八百八十二号（平成二十六年六月十三日第二千六百二号）中訂正

ページ 行

二 前から七

誤

新田 昭彦

正

新田 一昭